

汚染稲わらを給与された可能性のある牛肉の流通調査について

平成23年8月4日
京都府健康福祉部
(生活衛生課075-414-4773)

汚染稲わらを給与された可能性のある牛肉に係る保健所の調査結果は下記のとおりですのでお知らせします。

記

◆本日調査終了したもの

調査依頼 ／自治体 ・依頼日	個体識別 番号 (特定農家)	流通量 (kg)	販売先							
			店舗	所在地	業種	購入日	購入量 (kg)	販売量 (kg)	販売日	販売状況
横浜市 8月2日	0836440087 (福島県)	510.0 (骨等 含む)	A	城陽市	卸売	8月4日 調査終了 (8/4本府検査 暫定規制値以下 116Bq/kg)				

◆検査の実施

横浜市からの調査依頼

福島県から出荷された、放射性物質に汚染された稲わらを給与した可能性のある家畜の流通調査

○8月4日

- ・個体識別番号より福島県から出荷された該当牛肉の保管が確認されたため、保健環境研究所で放射性物質の検査を実施
- ・卸売業者（城陽市）が**510.0kg全量を保管**しており、暫定規制値以下のため調査終了

生産地 (個体識別番号)	放射性ヨウ素 (ベクレル/kg)	放射性セシウム (ベクレル/kg)
福島県 (0836440087)	不検出 (暫定規制値 なし)	116 (暫定規制値 500)

※本検査結果は、福島県及び横浜市に情報提供

◆その他

8月1日に報道資料提供した宇治市の小売り業者から販売された牛肉（個体識別番号0249916117、個体識別番号0282409829）については、大阪市において個体識別番号が同一の牛肉の検査が行われ、暫定規制値以下であることを確認。

(報道機関の皆様へ)

飲食店、小売店等での提供・消費が確認されている中、府民の不安を解消するために、下記事項についても、併せて情報提供いただきますようお願いいたします。

<府民の皆様へ>

今回、放射性セシウムが含まれている稲わらを摂取していた牛で、暫定規制値500ベクレル/kgの牛肉を、1日200gを食べた場合の被ばく量は0.0019ミリシーベルトです。1年間食べ続けた場合でも0.69ミリシーベルトで、1年間に一般の人が受けても良い線量限度（1ミリシーベルト）以下であり、体への影響は心配はありません。（以上、厚生労働省及び専門家（京都府立医科大学大学院放射線診断治療学専攻 医学博士 奥山智緒（おくやまちお）氏）に同趣旨を確認）